

本庄市要保護児童対策地域協議会検証委員会検証報告書（公開版）の公表に対する市長コメント

はじめに

（本庄市要保護児童対策地域協議会検証委員会ならびに関係機関への御礼）

令和4年7月から令和5年2月まで、8回にわたり検証にご尽力いただいた7名の検証委員の皆様に、心より御礼申し上げたいと存じます。

また、保育園、飲食店、児童相談所など、検証委員会のヒアリングにご協力いただいた関係各位に御礼申し上げます。

（検証報告書（公開版）の取り扱いのお願い）

今般、公開する検証報告書は、報告書の詳細版に記載されている内容について個人情報とプライバシーの保護に配慮した上で、公開版として市長に手交されたものを一般に公表するものです。

公表にあたり、本日ここにお集りのマスコミ各位、そして報告書をご覧になる全ての皆さまにおかれては、検証の目的をよくご理解いただき、個人情報またプライバシーが侵害されることのないよう、また特定の個人や団体が不当な弾劾の対象にならぬよう、切にお願い申し上げます。

検証を通じて明らかになった事実、問題点・課題等に対して

本事例では、経済的に厳しく不安定な家庭状況、生活環境から、

- 居所がつかめない状況(当該母子は、居所を明かさない状況が続いていた)
- 親族以外の実態把握が困難な者との同居
- 虐待の兆候についての市民からの報告（以上3点、いずれも報告書P27より抜粋）

など、児童の周りで次第にリスクが高まるなか、痛ましい事件の発生となりました。

今回の検証によって、児童が亡くなるまでの経過や対応状況を可視化していただきましたが、事件全般を概括すると、当事者である市役所や児童相談所といった関係機関は、事件発覚までの過程において、本児の周辺で高まっていたリスクを正確には把握できていなかったものと思います。今般、複雑な要因が絡む本事例に対し、第三者の目で客観的に、そして専門的な見地から多角的に検証していただき、的確に問題点や課題を抽出、また具体性のある幅広いご提言を賜り、意義深い検証になったと実感しています。

続きまして、報告書に記載されている内容のうち、ポイントになると思われる項目をいくつか取り上げ、コメントさせていただきます。

1. 通告事案の分類や虐待者について＜複合的な事案に関する判断の妥当性＞

報告書 P12 には、令和3年9月6日の児童虐待通告に対して、児童相談所は、「母から見れば、母が何もしない、子どもを守らないネグレクトであり、同居人（男）から見れば、子どもに長時間の正座をさせる身体的虐待である、との認識であった。」とあります。

一方で報告書 P27 の問題点・課題の欄には以下の記載があります。「母によるネグレクトではなく、同居人（男）による身体的虐待との判断がなされていれば、同居人（男）にアプローチしたはずであり、同居していた母子が解放されるなどその後の状況が変わったと考えられる。」事実、市としても通告当初「身体的虐待」の疑いを持ちながら、児童相談所からの「ネグレクト」の判断を受け止めた経緯があります。なお、「同居人（男）による身体的虐待」という認識が児童相談所に当初あったという事実は、通告があった当時、市に伝えられておらず、この検証を通じて明らかになったものです。

この報告書では、児童相談所が「同居人（男）による身体的虐待」（報告書 P12）との認識も持ちながら、複合的な要因が考えられる中で実際は「母によるネグレクト」（報告書 P27）と判断、当初の一方の認識「身体的虐待」が、もう一方のリスクの低い「ネグレクト」に収められ分類されていった、ということが読み取れます。この点はぜひ児童相談所を所管する県においてさらに検証がなされるべきと感じます。

心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待等が複合的に行われるケースは少なからずあり、本事例もまさに複合的なものでした。

報告書 P28 で指摘されている通り、同居人（男）と母の二人が虐待者として考えられ、かつ同居人（男）と母が従属関係にあったと考えられる中、市としては、母との関係性を保つことに重きを置き、結果として従たる虐待者である母だけにアプローチしていました。

複合的な事案で虐待者が複数いる場合、主たる虐待者と考えられる者、今回でいえば同居人（男）についてこそ主たる虐待者と判断し、アプローチできていればと悔やまれるところです。児童の立場に立ったとき、リスクを高める要因になっている者、また危険な要因を取り除くことこそが重要であることを本事例は示していると言えます。

同時に、報告書 P27～28 の「児童相談所の『母によるネグレクト』の判断に対して、市として疑問を持ったならば児童相談所と議論を行うべきだった。」とのご指摘を、市として重く受け止めるものです。そして、市としてはこうした難しい局面において、市のみでの対応が困難であれば、躊躇なく児童相談所への進言や警察への協力要請をすべきであったし、すべきであると考えます。

さらに、報告書 P28 には「児童相談所は、本事案の対応を市に任せきりにし、市から積極的に情報を取得しようとしなかった。また、市から児童相談所に対する情報提供も十分とは言えなかった…」とのご指摘があり、この点に対しては報告書 P29 で「児童相談所と市の両者が十分にコミュニケーションを取った上で、通告事案の分類や虐待者の特定、また対応

方針の決定を行うこと。」との改善提言をいただきました。この点も重く受け止め、今後の改善に活かして参ります。

2. 市民と行政との感覚のズレ

本事例は、市内飲食店からの勇気ある通告により、虐待の可能性があるとの情報が市や児童相談所にもたらされました。報告書 P11 に記載の通り、通告された方は当時、店内での母子及び同居人のやりとりに「衝撃を受けた」「ただ事ではない」との強い危機感を持って通報されました。しかし、報告書 P28 にある通り、「通告者の持っていた危機感、市民としての感覚を各関係機関が正確に受け止められていたとは言えず、市民と行政の感覚にズレがあった。」とのご指摘をいただいております。

この点を私は非常に重く受け止めております。報告書 P29～30 でご指摘の通り、市民感覚とのズレが生じないように改善を図る、本事例にとどまらず、市民との認識のズレ、ギャップを埋めるため、市として不断の努力を重ねて参ります。

3. 居所を掴めない状況と行政のジレンマ

この事例では、母子が友人宅に身を寄せるようになってから、行政や保育園に対して居所を明かさない不安定な状態が続きました。市は母に対して、信頼を損なわぬよう（没交渉にならぬよう）関係性を保ちながら、居所について明かしてくれるようアプローチしてきましたが、結果として事件発覚まで居所が掴めない状況のままでした。

児童保護優先との意識を持って、（たとえ不確かであっても情報を得ていたならば）母子が同居していたとされる居所に、立ち入るべきだったのでないか、そのようなご意見を重く受け止めます。

この痛ましい事件の発覚にあたり、現場で対応した職員には忸怩たる思いがあったものと思います。個人や家庭にどこまで入っていくことが許されるのか、われわれ行政はジレンマを抱えているのも事実ですが、これを教訓とし、職員同士また関係機関と情報を共有し知恵を絞り、再発防止・未然防止に取り組んでいく、これに尽きると思います。

今後について

以上、報告書の内容について、特徴的な事項に絞ってコメントいたしました。この他にもリスクアセスメントや関係機関の連携、要保護児童対策地域協議会のあり方、「見守り」についてなど、この場で内容の全てに触れることはできませんが、問題点・課題をご指摘いただき、それぞれ改善策のご提言をいただいております。

また、特に非公開の詳細版については、母子の過去について丹念に追跡し検証を行っていることをこの場をお借りしてお伝えしておきます。今回公開版にはプライバシー等の理由から掲載されませんでした。様々な因果からこの母子の身の上が次第に追い詰められて行くさまは、まことに痛ましく、我が国社会の子育てを取り巻く残酷な現状を突き付けられた思いであります。市としましては、この検証報告書の内容を真摯に受け止め、再びこのような痛ましい事件が起きぬよう、問題点・課題としっかり向き合い、頂いたご提言の実施に取り組んで参ります。

具体的には、増大する子どもに関する相談に対応するための職員の増員、相談対応の質の向上を目指した新たなシステムの導入、また保護者を対象とする講習など、すでにアナウンスしております具体的な施策の実施に加え、再発防止・未然防止の観点から必要な措置を適宜講じて参ります。

さらに、本市のみならず広く我が国の子育てを取り巻く環境や制度面の改善も視野に、事件を風化させない努力も重ねていきたいと存じます。

本事件が発生して、およそ一年半が経過します。司直による厳正な判断を期しつつ、あらためて亡くなられたお子さんのご冥福を心からお祈りいたします。

※ 記者会見が終了した後、このコメントに基づく内容を市のホームページに掲載する予定です。